

国の重要な統計調査のお知らせです

【令和4年10月1日現在で就業構造基本調査を実施します】

令和4年

10月1日

みなさまの就業に関する状況について現状を正しく把握し、安心して働ける社会を実現していく、国や地方の施策の基礎となる重要な調査です。

就業構造基本調査

みなさまのお住まいになる地域が調査対象となりました

就業構造基本調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づき実施する、国の重要な統計調査です。

みなさまのお住まいになる地域に調査をお願いするようになりましたので、本日はそのお知らせにまいりました。

この地域の中から調査をお願いする世帯が選ばれます

調査をお願いするお宅には、9月下旬に改めて調査員がうかがい、調査票をお配りしますので、ご回答をお願いいたします。調査への回答は、インターネットでの回答が便利です。

調査をお願いする世帯は無作為に選ばれます

全国の全ての世帯について調査を行うには、多くの費用と時間と人手が必要になります。そこで、この調査では統計理論に基づき、一部の世帯を全国から偏りなく選び、調べることによって、日本全体の姿を推計する方法を採用しています。

調査地域は、総務省統計局がコンピューターによって無作為に選びます。

また、調査をお願いする世帯についても、こうして選んだ地域から、無作為に選びます。



調査をお願いする世帯に配布

調査書類配布用封筒



調査員が訪問させていただく際、ご不在等により直接調査票をお配りできないときは、調査票を郵便受け等に投函させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症対策に十分留意して実施します。



詳しくは

就業構造基本調査



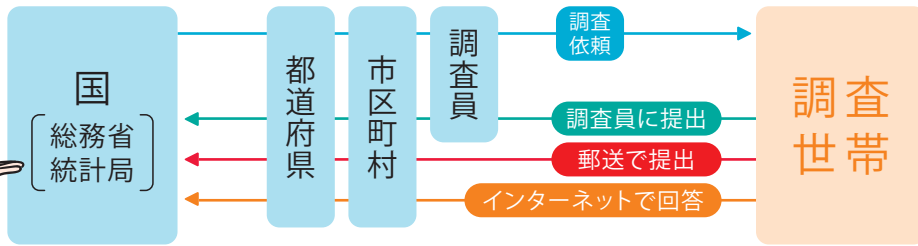
<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/campaign/index.html>



総務省統計局・都道府県・市区町村

令和4年 就業構造基本調査のお知らせ

このように
調査の流れは
なります



調査員は「調査員証」を必ず携帯しています

- 調査員は、都道府県知事又は市区町村長が任命した特別職の地方公務員です。
- 調査員は、調査地域の世帯を確認するため、全てのお宅を訪問し、世帯主又は代表者の氏名と住所をうかがいます。
- 調査をお願いする世帯には、改めて調査員が訪問し、調査書類の配布や、ご記入いただいた調査票の回収及び記入状況の確認を行います。

都道府県知事又は
市区町村長が発行

(様式例)

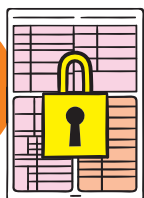


調査をよそおった、かたり調査にご注意ください

- 金銭を要求することや、銀行口座、クレジットカード番号をお聞きすることはありません。
- 政府の統計調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住まいの都道府県、市区町村又はコールセンターにお知らせください。

個人情報情報は厳重に保護されます

調査票
の保護



調査により集められた調査票の回答内容は、統計法によって厳重に保護されています。

暗号化
通信



インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、TLS1.2による暗号化通信を行っています。また、不正なアクセスなどの監視を24時間行っています。

守秘
義務



調査に従事する者(調査員、地方公共団体の職員など)には、統計法により厳格な守秘義務が課せられており、守秘義務違反があった場合の罰則も定められています。

調査についてのお問合せは

[就業構造基本調査コールセンター]



0570-01-7139

IP電話
の場合

03-6626-0041

設置期間 令和4年9月1日(木)～10月31日(月)

受付時間 午前8時～午後9時(土日・祝日もご利用いただけます)
(9月23日(金)～10月10日(月)は、午前8時～午後10時でご利用いただけます)

※おかけ間違いのないようご注意ください。

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話の場合、所定の通話料金となります。

※IP電話用電話番号の通話料金は、所定の通話料金となります。